

幼稚園教育要領解説Q&A



教
学
一
如
女

教えることは 学ぶことである
学び続ける教職員に



鹿児島県総合教育センター

幼稚園教育要領解説 Q & A

～目 次～

- Q 1** 「幼稚園教育の基本」は、何ですか。 ----- 1
- Q 2** 幼稚園教育においては、「教材」をどう捉えればいいですか。 ----- 2
- Q 3** 「幼稚園教育において育みたい資質・能力」とは、どんなものですか。 ----- 3
- Q 4** 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とは、どんな姿のことですか。 ----- 5
- Q 5** 教育課程を編成する際のポイントは何か。 ----- 7
- Q 6** 幼稚園教育において、「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、保育をどのように工夫・改善していくことが大事ですか。 ----- 9
- Q 7** 言語環境を整え、言語活動の充実を図る際のポイントは何か。 ----- 11
- Q 8** 幼稚園におけるICT活用で留意することは、何か。 ----- 12
- Q 9** 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のために、どのような取組をすればいいのですか。 ----- 13
- Q 10** 特別な支援を必要とする幼児には、どのような配慮が必要ですか。 ----- 15
- Q 11** 幼稚園教育では、評価をどのように行ったらいいですか。 ----- 17
- Q 12** 「ねらい及び内容」は、どのように改訂されましたか。 ----- 18
- Q 13** 領域「健康」の改訂のポイントは、何か。 ----- 19
- Q 14** 領域「人間関係」の改訂のポイントは、何か。 ----- 21
- Q 15** 領域「環境」の改訂のポイントは何か。 ----- 22
- Q 16** 領域「言葉」の改訂のポイントは、何か。 ----- 23
- Q 17** 領域「表現」の改訂のポイントは、何か。 ----- 24
- Q 18** 幼稚園におけるカリキュラム・マネジメントとは、何か。 ----- 25
- Q 19** 「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」を行う際に留意することは何か？ ----- 26
- Q 20** 「子育ての支援」には、どのように取り組めばいいですか。 ----- 27

幼稚園教育要領改訂のポイント



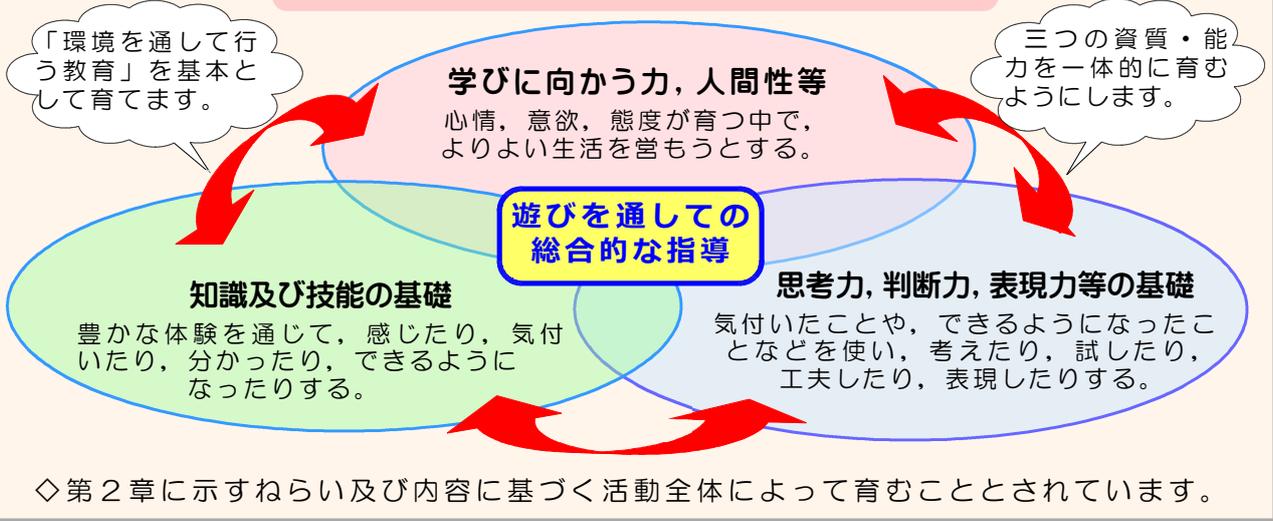
ポイント1

幼稚園教育において育みたい資質・能力を明確化

今回の改訂で、「義務教育を終える段階、高等学校を卒業する段階で身に付けておくべき力は何か」という観点を共有しながら、各校種段階で育みたい資質・能力が三つの柱で整理されました。幼稚園教育においては、その特質を踏まえ、より具体化して示されました。



幼稚園教育において育みたい資質・能力



これらの資質・能力は、これまでも幼稚園教育において育んできたものですが、実践における幼児の具体的な姿から改めて捉え直しました。今回の改訂では、こうしたことを踏まえて教育課程の編成等を図ることが求められます。

そこで!

「幼稚園教育において育みたい資質・能力」が育まれている幼児の具体的な姿として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が10項目で示されました。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- 健康な心と体
- 自立心
- 協同性
- 道徳性・規範意識の芽生え
- 社会生活との関わり
- 思考力の芽生え
- 自然との関わり・生命尊重
- 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- 言葉による伝え合い
- 豊かな感性と表現



【砂遊びで見られる姿の例】



「水を掛けたら砂が固まるよ。」
「円い穴を掘ってトンネルにしよう。」
「ぼくはこっちから掘っていくね。」

意図的・計画的な環境構成や教師の適切な関わりのある砂遊びを通して、「思考力の芽生え」、「協同性」、「図形への関心・感覚」などに関わる姿が見られるようになります。教師は、指導を行う際に、10の姿を考慮することが大切です。



指導上の配慮事項

3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことが大切です。

到達すべき目標でもなく、個別に取り出して指導する項目でもありません。

※10の姿が、全ての幼児に同じように見られるものではありません。

ポイント2

「主体的・対話的で深い学び」の視点で保育を改善



幼児教育においては遊びが重要な学習であり、これらは、環境の中で様々な形態で行われているため、絶えず指導の改善を図っていく必要があります。その際、小学校以降で充実が図られている「主体的・対話的で深い学び」の視点で保育を改善し、思考力等を伸ばす学びの土台を形成することが求められています。

そこで!

育みたい資質・能力を育成するためのよりよい保育を目指して、遊びや活動が「主体的な学びになっているか」、「対話的な学びになっているか」、「深い学びになっているか」という視点で保育を見直しましょう。

「主体的な学び」の視点

周囲の環境に興味や関心をもって積極的に働き掛け、見通しをもって粘り強く取り組み、自らの遊びを振り返って、期待を持ちながら、次につなげることができているか。

「対話的な学び」の視点

他者との関わりを深める中で、自分の思いや考えを表現し、伝え合ったり、考えを出し合ったり、協力したりして自らの考えを広げ深めることができているか。

「深い学び」の視点

直接的・具体的な体験の中で、「見方・考え方」を働かせて対象と関わって心を動かし、幼児なりのやり方やペースで試行錯誤を繰り返し、生活を意味あるものとして捉えることが実現できているか。

身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における「見方・考え方」は、幼稚園における遊びを通じた学びの中心として重要なものです。

主体的な活動を支える
環境の構成
教材の研究

ポイント3

幼児教育と小学校教育の円滑な接続の強化



小学校においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫（スタートカリキュラムの編成）することにより、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにします。

そこで!

子供の発達と学びの連続性を確保するために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児の成長や教師の働きかけの意図を伝えるなどして、幼稚園と小学校の教師が共に幼児の成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解し、互いの教育活動に生かすようにします。

幼児教育

幼児の自発的な活動としての遊びを通して総合的に学ぶ。

幼児期の教育における見方・考え方

【円滑な接続のために】

- ・ 幼児と児童の交流
- ・ 教師による意見交換，
合同の研究会，研修会
- ・ 保育参観や授業参観

交流

連携

接続

小学校

幼児期の教育で身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなげる。

教科の特質に応じた見方・考え方

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

スタートカリキュラム
合科的・関連的な指導，
授業時間や環境構成の工夫

Q 1 「幼稚園教育の基本」は、何ですか。

A 1 幼稚園教育の基本は、「環境を通して行う教育」です。

1 環境を通して行う教育

幼児期は自分の生活を離れて知識や技能を一方的に教えられて身に付けていく時期ではなく、生活の中で自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、この時期にふさわしい生活を営むために必要なことが培われる時期です。そのため、幼稚園教育においては、教育内容に基づいた計画的な環境を作り出し、幼児期の教育における見方・考え方を十分に生かしながら、その環境に関わって幼児が主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かって幼児の発達を促すようにすること、すなわち「環境を通して行う教育」が基本となります。

2 幼児期の教育における見方・考え方

- 「環境を通して行う教育」を基本とすることは変わりませんが、**幼児期の教育における見方・考え方**が新たに示されました。

【第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本】

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、**環境を通して行うものであることを基本とする。**

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

(事項省略)

※下線部：主な改訂箇所

- 幼児期は、幼児一人一人が異なる家庭環境や生活経験の中で、自分が親しんだ具体的なものを手掛かりにして、自分自身のイメージを形成し、それに基づいて物事を感じ取ったり気付いたりする時期であることから、「**見方・考え方**」を働かせた学びについても園生活全体を通して、一人一人の違いを受け止めていくことが大切です。
- 幼児期の教育における見方・考え方を生かすには、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりして、捉え直すようになる過程を教師が受け止め、環境との関わり方を深めるように働き掛けることが重要です。

幼稚園教育は教科学習ではないため、幼児は、全てに共通する「見方・考え方」をもっているわけではありません。幼児一人一人の「見方・考え方」は違いますが、集団の中で、一人一人の「見方・考え方」がぶつかり合い、育っていくこともあります。

Q 2 幼稚園教育においては、「教材」をどう捉えればいいですか。

A 2 「教材」とは、意図的・計画的な展開で用いられる用意周到に準備されるものであることから、幼稚園教育における「教材」は、「計画的に構成された環境」と言えます。

○ 計画的な環境の構成に関連して教材を工夫することが新たに示されました。

【第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本】

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

※下線部：主な改訂箇所

○ 教科書のような主たる教材を用いるのではなく、直接的・具体的な体験を重視する幼稚園教育において、幼児の主体的な活動の展開は、教師の環境の構成にかかっており、教師が日常的に教材を研究することは極めて重要です。

○ 各幼稚園においては、教材研究を通して、それぞれの環境がもつ特性を検討し、幼児が遊びに没頭し充実感を味わうような豊かな教育環境の創造に努めることが求められます。

幼児が主体的に活動できる環境を構成するために

視点 ○ 幼児の周りにある様々な事物、生き物、他者、自然事象・社会事象などがそれぞれの幼児にどのように受け止められ、いかなる意味をもつのか。

○ 遊具や用具、素材など様々な要素が、遊びを通して幼児の発達にどう影響するのか。

○ 遊びの中での事象や関わりが、発達の過程でどのような違いとなって表れるか。

(例) ・土と砂の性質の違いは？ → 遊びの展開の違い

・砂場遊びへの関わり合いの違いは？ → 発達の過程による違い

行動や心情による違い など



*いろいろな型に砂を詰めて形を作る面白さ

*友達と一緒にトンネルを掘る楽しさ

*居場所があることの安心感 など



その時期の幼児の環境の受け止め方や環境への関わり方、興味や関心の在り方や方向、1日の生活の送り方などの理解



幼児一人一人にとって必要な経験を踏まえた適切な環境の構成

Q 3 「幼稚園教育において育みたい資質・能力」とは、どんなものですか。

A 3 幼稚園教育において育みたい資質・能力とは、「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」です。

—【第1章 総則 第2】—

- 1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。
 - (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
 - (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
 - (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」
- 2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。

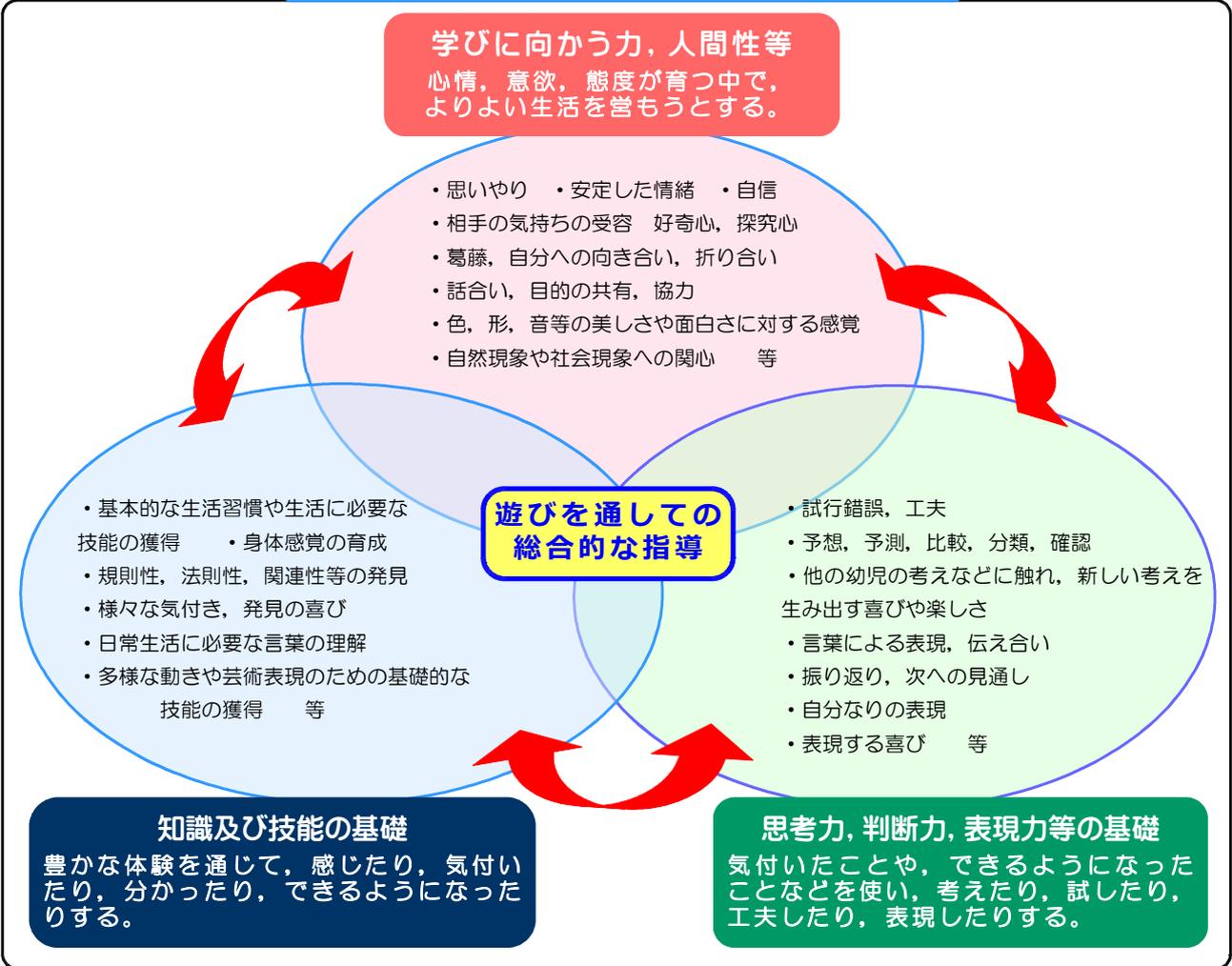
- 「幼稚園教育において育みたい資質・能力」の三つの柱は、「義務教育を終える段階、高等学校を卒業する段階で身に付けておくべき力は何か」という観点を共有しながら、幼稚園教育の特質を踏まえ、より具体化したものです。
- 「幼稚園教育において育みたい資質・能力」は、**幼稚園教育の基本を踏まえて育てることが大切**です。
- 資質・能力は個別に取り出して指導するものではなく、**第2章に示すねらい及び内容に基づき**、各幼稚園が幼児の発達の実情や幼児の興味や関心等を踏まえながら展開する活動全体によって**一体的に育むよう努めることが重要**です。
- 各幼稚園においては、実践における幼児の具体的な姿から改めて捉え、教育課程の編成等を図ることが求められています。

小学校以降の教育においては、各教科等の目標や内容を、資質・能力の観点（「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）から整理して示しています。幼稚園において育みたい資質・能力に「**基礎**」が付いているのは、諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達していく、つまり、知識・技能・思考力・判断力・表現力等が一体的に育まれていくという幼児期の特性を踏まえているためです。

幼稚園教育において育みたい資質・能力の「三つの柱」は、決して新しい考え方ではありません。例えば、砂場遊びを通して得られる「水は高いところから低いところに流れる」、「砂は濡れると色が変わる」といった気付きは「知識」に該当します。更に硬いお団子を作ろうとする工夫は「思考」で、「もっと良いものを作りたい。」という意欲は、「学びに向かう力」です。この意欲が、知識の獲得や思考の動きを更に高めていきます。



幼稚園教育において育みたい資質・能力



※ 三つの円の中で例示される資質・能力は, 5領域の「ねらい及び内容」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」から主なものを取り出し, 便宜的に分けたものです。

小学校以上



Q 4 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とは、どんな姿のことですか。

A 4 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿です。

【第1章 総則 第2】

3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

(1) 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中でしてよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちかえりをもって関わるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

※全て、新設

- 遊びの中で幼児が発達していく姿をこれらの姿を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくらったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められます。
- これらの姿が到達すべき目標でないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要があります。
- 幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意する必要があります。
- これらの姿は5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要があります。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、教師が適切に関わることで見られるようになる姿です。だからといって、幼児に過大な負担を掛けるようなことがないように留意することが必要です。また、10の姿は5歳児終了までに100%実現することを求めるものでもありません。あくまでも「こういう姿を目指してほしい。」という方向性として捉えましょう。

小学校の教師と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに子供の姿を共有するなど、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図りましょう。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は幼稚園の教師が適切に関わることで、特に幼稚園生活の中で見られるようになる幼児の姿であることに留意し、互いにイメージする姿を教師同士で話し合いながら、子供の姿を共有するようにしましょう。



Q 5 教育課程を編成する際のポイントは何ですか。

A 5 教育課程を編成する際のポイントは、次の五つです。

- 1 各幼稚園においてカリキュラム・マネジメントの充実に努めること
- 2 各幼稚園の教育目標を明確にし、教育課程の編成についての基本的な考え方が家庭や地域とも共有されるよう努めること
- 3 満3歳児が学年の途中から入園することを考慮し、安心して幼稚園生活を過ごすことができるよう配慮すること
- 4 幼稚園生活が安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと
- 5 教育課程を中心に、幼稚園の様々な計画を関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成すること

【第1章 総則 第3 教育課程の編成と役割】

1 教育課程の役割

※下線部：主な改訂箇所

各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

また、各幼稚園においては、6に示す全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

- 今回の改訂では、各学校において、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していく「カリキュラム・マネジメント」の実現が、重要なポイントになっています。
- 幼稚園等においては、
 - ① 教科書のような主たる教材を用いず環境を通して行う教育を基本としていること
 - ② 家庭との関係において緊密度が他校種と比べて高いこと
 - ③ 預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動が、多くの幼稚園等で実施されていることから、「カリキュラム・マネジメント」は極めて重要です。
- 園長は、全体的な計画にも留意しながら「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて教育課程を編成すること、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保して改善を図っていくことなどを通して、各幼稚園の教育課程に基づき、全教職員の協力体制の下、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを実施することが求められます。

【第1章 総則 第3 教育課程の編成と役割】

2 各幼稚園の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。 ※下線部：新設

- “よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すという中央教育審議会答申を踏まえて、新しく追加されました。各幼稚園における教育課程の編成の基本的な方針について、家庭や地域に分かりやすく説明していくことが求められます。

【第1章 総則 第3 教育課程の編成と役割】

3 教育課程の編成上の留意事項

※下線部：主な改訂箇所

- (2) 入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。また、満3歳児については、学年の途中から入園することを考慮し、幼児が安心して幼稚園生活を過ごすことができるよう配慮すること。

- 満3歳の頃の幼児はありのままの自分を出しながら幼稚園生活を始めており、教師は心の動きに寄り添った関わりをすること、一人一人の幼児の生活の仕方やリズムを尊重することが大切です。

【第1章 総則 第3 教育課程の編成と役割】

6 全体的な計画の作成

各幼稚園においては、教育課程を中心に、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。 ※下線部：新設

- 幼稚園の教育活動の質向上のためには、教育課程を中心にして、教育課程に基づく指導計画、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、保健管理に必要な学校保健計画、安全管理に必要な学校安全計画等の計画を作成するとともに、それらの計画が関連をもちながら、一体的に教育活動が展開できるようにする、全体的な計画を作成することが必要です。教育課程を中心にして全体的な計画を作成することを通して、各計画の位置付けや範囲、各計画間の有機的なつながりを明確化することができ、一体的な幼稚園運営につながります。

全体計画は、全ての幼稚園が作成するものです。特定の様式はなく、一つにまとめた様式でも、それぞれの様式でも構いませんが、「これがうちの園の全体計画です。」と言えるものを作成しましょう。全体計画を作成することで、各先生方が、全体の教育のイメージをもつことができます。



Q 6 幼稚園教育において、「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、保育をどのように工夫・改善していくことが大事ですか。

A 6 幼稚園教育において、「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、次の視点で絶えず指導の改善を図っていくことが大事です。

- 1 周囲の環境に興味や関心をもって積極的に働き掛け、見通しをもって粘り強く取り組み、自らの遊びを振り返って、期待をもちながら、次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。
- 2 他者との関わりを深める中で、自分の思いや考えを出し合ったり、協力したりして自らの考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
- 3 直接的・具体的な体験の中で、「見方・考え方」を働かせて対象と関わって心を動かし、幼児なりのやり方やペースで試行錯誤を繰り返し、生活を意味あるものとして捉える「深い学び」が実現できているか。

【第1章 総則 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価】

3 指導計画作成上の留意事項

※下線部：主な改訂箇所

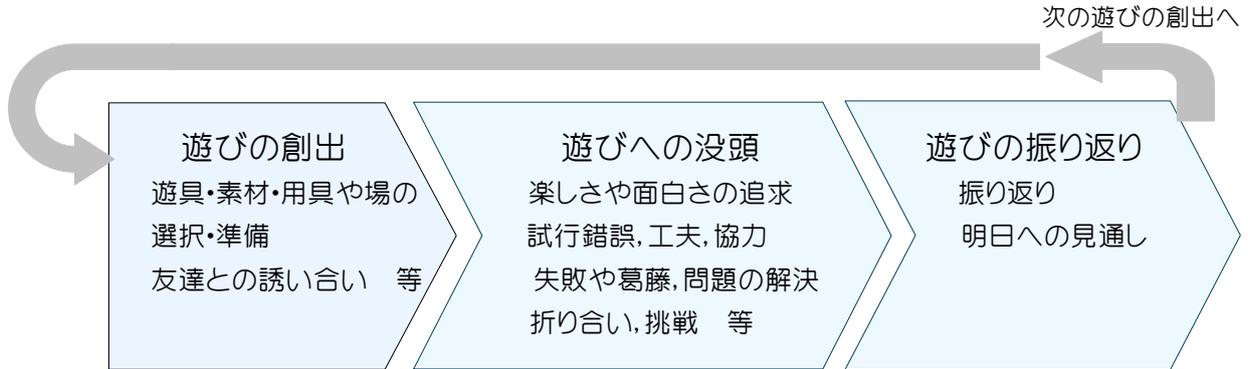
- (2) 幼児が様々な人やものとの関わりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、幼児の発達に即して主体的・対話的で深い学びが実現するようにするとともに、心を動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼稚園生活が充実するようにすること。

- 幼稚園教育における「主体的・対話的で深い学び」は、幼児期の教育における重要な学習としての遊びの充実の中で実現されるものです。
- 遊びや生活の中で様々な環境と関わり、豊かな体験を通して資質・能力が育まれていくためには、単に教師が望ましいと思う活動を一方的にさせたり、幼児に様々な活動を提供したりすればよいものではなく、むしろ幼児の活動は精選されなければなりません。その際、特に重要なことは、体験の質です。あることを体験することにより、それが幼児自身の内面の成長につながっていくことこそが大切です。
- このような体験を重ねるためには、幼児が周囲の環境にどのように関わっているかが重要であり、幼児の主体的・対話的で深い学びが実現するように、教師は絶えず指導の改善を図っていく必要があります。その際、発達の時期や一人一人の発達の実情に応じて、柔軟に対応するとともに、集団の生活の中で、幼児たちの関わりが深まるように配慮することが大切です。

小学校以降の教育では、思考力や判断力等を伸ばすことの学びとして、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点）」の充実が図られています。幼児教育はもともとアクティブ・ラーニングであると言えますが、求められる資質・能力を育成するためのよりよい保育を目指して、三つの視点から常に保育を見直すことが大切です。

アクティブ・ラーニングの視点を踏まえた、幼児教育における学びの過程のイメージ

< 5歳児後半の遊びのプロセス例 >



幼稚園における重要な学習としての遊びは、様々な形態等で構成されており、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の三つの学びを相互に関連させながら、学びの広がりを意識した指導計画が望まれます。

直接的・具体的な体験の中で、「見方・考え方」を働かせて対象と関わって心を動かし、幼児なりのやり方やペースで試行錯誤を繰り返し、生活を意味あるものとして捉える「深い学び」が実現できているか。

深い学び

感触・感覚・感動 すごいなあ きれいだなあ ○○だね △△だよ	試行錯誤・気づき発見の喜び なぜ どうして どうなるのかな 見付けた	予想・予測・比較 分類・確認 ○○かもしれない ○○になりそう ○○は同じだけれど△△は違う	規則性・法則性・関連性等の発見と活用 ○○だから△△になった ○○なのは△△だから △△すると○○になりそう 次に○○するとどうなるか
-------------------------------------------------	------------------------------------------------	------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------

他者との関わりを深める中で、自分の思いや考えを表現し、伝え合ったり、考えを出し合ったり、協力したりして自らの考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

対話的な学び

依存と自立 信頼関係	自己表現 相手への 感情・意識	思いの伝え合い イメージの共有 共感 刺激のし合い	葛藤 内省 折り合い	対話や話し合い 目的の共有 協力
---------------	-----------------------	------------------------------------	------------------	------------------------

周囲の環境に興味や関心をもって積極的に働き掛け、見通しをもって粘り強く取り組み、自らの遊びを振り返って、期待をもちながら、次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

主体的な学び

安定感 安心感	興味や 関心	自発性	自己肯定感	好奇心 探究心	持続性 粘り強さ	必要感	振り返り 見通し
------------	-----------	-----	-------	------------	-------------	-----	-------------

環境を通して行う教育

幼児一人一人の行動の理解と予想に基づいた意図的・計画的な環境の構成

幼児期にふさわしい生活の展開
遊びを通した総合的な指導
一人一人の特性に応じた指導

Q 7 言語環境を整え、言語活動の充実を図る際のポイントは何ですか。

A 7 幼稚園においては、言語に関する能力の発達が思考力等の発達と相互に関連していることを踏まえ、幼稚園生活全体を通して、遊びや生活の様々な場面で言葉に触れ、言葉を獲得していけるような豊かな言語環境を整えるとともに、獲得した言葉を幼児自らが用いて、友達と一緒に工夫したり意見を出し合ったりして考えを深めていくような言語活動の充実を図ることが大切です。

【第1章 総則 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価】

3 指導計画作成上の留意事項

※下線部：新設

(3) 言語に関する能力の発達と思考力等の発達に関連していることを踏まえ、幼稚園生活全体を通して、幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図ること。

- 1 今回の学習指導要領等改訂では、「言語能力の確実な育成」が基本方針の一つに挙げられています。
- 2 教師は、教師自身が幼児一人一人にとって豊かな言語環境となることを自覚する必要があります。
- 3 より豊かな言語環境を創造していくために
 - 幼児が自分なりの言葉や言葉以外のもので表現したとき、それらを教師自身が受け止め、言葉にして応答していくことで、伝え合う喜びや楽しさ、表現する面白さを感じさせる。
 - 教師の言葉が沁みていくような関わり方を工夫する。

正しく分かりやすい言葉で話す、美しい言葉を用いて優しく語り掛ける、丁寧な文字を書いて見せる、など

- 幼児が言葉に親しむ環境を工夫する。

歌や手遊び、絵本や紙芝居の読み聞かせ、しりとりや同じ音から始まる言葉を集める言葉集め、かるた作りなど

- 幼児の話したい、表現したい、伝えたいなどの様々な気持ちを受け止めつつ、生活の中で必要な言葉を使う場面を意図的に構成する。

(例) 異年齢の関わり…同年齢とは違う言い方で分かるように伝える。
誕生会などの集会…会を進めていく際にふさわしい言葉を使う。



Q 8 幼稚園におけるICT活用で留意することは、何ですか。

A 8 幼児期の教育においては、直接的な体験が重要であるため、視聴覚教材や、コンピュータ、テレビなどの情報機器を有効に活用するには、その特性や使用方法等を考慮した上で、幼児の直接的な体験を活かすための工夫をしながら活用していくようにすることが大切です。

【第1章 総則 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価】

3 指導計画作成上の留意事項

(6) 幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、幼稚園生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮すること。

※下線部：新設

○ 幼児期の教育においては、生活を通して幼児が周囲に存在するあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に関わることによって様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという**直接的な体験が重要**です。

そのため、視聴覚教材や、コンピュータ、テレビなどの情報機器を有効に活用するには、その特性や使用方法等を考慮した上で、**幼児の直接的な体験を活かすための工夫をしながら活用していくように**します。

考えられる活用場面

(例) ① 日頃の幼稚園生活では体験することが難しい体験を補完する場合

(例) 園庭で見つけた虫をカメラで接写する。

→ 肉眼では見えない体のつくりや動きを捉える。【新たな気付き】

② 体験を深めたい場合

(例) ア 自分たちで工夫してつくった音などを聴いて遊びを振り返る。【振り返り】

→ 体験で得られたものを整理したり、共有したりする。

イ 体を使った活動や演奏の前などに、映像で視聴する。

→ イメージをもちながら見通しをもって取り組む。【見通し】

○ 情報機器を使用する際、考慮すること

- ・ 幼児の更なる意欲的な活動の展開につながるか。
- ・ 幼児の発達に即しているか。
- ・ 幼児にとって豊かな生活体験として位置付けられるか。

幼児の直接的な体験との関連を、常に念頭に置くこと！

小学校以上の学習においてICT活用が進んでいることや、家庭においてもスマートフォンやタブレット等の普及が進み、それらを幼児が使用する機会も増えていることから、幼稚園においては、上記のことに配慮しながら、幼児が情報機器を活用する機会を少しずつ取り入れていきましょう。

幼稚園

(幼稚園)

Q 9 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のために、どのような取組をすればいいのですか。

A 9 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のために、合同の研修会等を開いて、「幼稚園の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図ることが大切です。

【第1章 総則 第3 教育課程の編成と役割】

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

※下線部：主な改訂箇所

- 幼稚園と小学校では、子供の生活や教育方法が異なります。子供の発達性と学びの連続性を確保するためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切です。すなわち、子供の発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切です。
- 幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校の教師との意見交換や合同の研修会、保育参観や授業参観などの連携を図ることが大切です。
- 小学校の教師と合同の研修会等で話し合う際は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換を行ったり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の事例を持ち寄って話し合ったり、幼稚園の教師から小学校の教師に幼児の成長や教師の働き掛けの意図を伝えたりすることが、円滑な接続を図る上では大切です。

＜砂遊びの事例を基に話し合う場合＞



「固くてピカピカの泥だんごをつくりたいな。」
「砂場の砂より花壇の土の方がつくりやすいよ。」
「砂を掛けて磨くとピカピカになるよ。」



砂場遊びを通して、「思考力の芽生え」、「協同性」、「自然との関わり」、「図形への関心・感覚」などに関わる姿が見られるようになります。

小学校の教師と連携を図るためには、まず、幼児と児童の交流の機会をきっかけに教員同士の交流を図ることから始めましょう。交流から連携へと進む中で、互いの教育内容や指導方法を理解し合い、子供の育ちと学びをつなぐ教育課程の接続へと連携を深めていきましょう。

- 幼小接続期カリキュラム作成のしおり（鹿児島県総合教育センターWebページ参照）

<http://www.edu.pref.kagoshima.jp/curriculum/seikatu/sestuzokuki/top.html>

幼小連携の例～互いの教育課程に位置付ける～

1～3月・4～5月	6～11月	1～3月	次年度へ
小学校がコーディネーターとなり、幼小が接続するカリキュラムづくりに着手	各園・校がカリキュラムや年間計画をもとに実践・交流	今年度の幼小接続の実践について検証	
アプローチ・カリキュラム実践 スタート・カリキュラム実践			
○集まる，知り合う ○計画する ・育ってほしい姿の共有 ・効果的な交流 等	○日々の保育・教育による実践 ○交流活動による実践	○検証する ・カリキュラムや年間計画の見直し ・効果的な援助の検討	

- 幼稚園と小学校の連携のみならず，幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の合同研修，幼稚園教諭・保育士・保育教諭・小学校教諭の交流，幼稚園・認定こども園・保育所の園児と小学校の児童の交流など，幼児期の教育の成果が小学校につながるようにすることも大切です。

参考1

《小学校学習指導要領 第1章 総則 第2 教育課程の編成》

4 学校段階等間の接続

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより，幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し，児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また，低学年における教育全体において，例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が，他教科等の学習においても生かされるようにするなど，教科等間の関連を積極的に図り，幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に，小学校入学当初においては，幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが，各教科等における学習に円滑に接続されるよう，生活科を中心に，合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など，指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

参考2

《小学校学習指導要領 第2章 各教科 第5節 生活》

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(4) 他教科等との関連を積極的に図り，指導の効果を高め，低学年における教育全体の充実を図り，中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに，幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に，小学校入学当初においては，幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し，主体的に自己を発揮しながら，より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際，生活科を中心とした合科的・関連的な指導や，弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

※ 国語，算数，音楽，図画工作，体育，特別活動においても，上記と同様の記載がされています。

Q10 特別な支援を必要とする幼児には、どのような配慮が必要ですか。

A10 1 障害のある幼児などへの指導に当たっては、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うための個別の教育支援計画と、個別の指導計画を作成し活用することに努めることが大切です。
2 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、個々の幼児の実態に応じ、指導内容等の工夫を組織的かつ計画的に行うことが大切です。

【第1章 総則 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導】

1 障害のある幼児などへの指導

※下線部：主な改訂箇所

障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

- 障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法を踏まえ、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）や、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）の作成・活用に努めることが求められています。

＜参考＞ 個別の教育支援計画，移行支援シート，個別の指導計画（鹿児島県総合教育センター）
<http://www.edu.pref.kagoshima.jp/curriculum/tokusikyoku/kobetunokeikaku.html>

- 幼稚園において障害のある幼児を指導する場合は、障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある幼児などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要があります。

＜参考＞ 教育支援資料（平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm

- 個に応じた指導内容や指導方法例

【身体部位を意識して動かすことが難しい場合】

- 容易に取り組みやすい遊具を活用した遊び
 - 基本的な動きから徐々に複雑な動きへ
- ＜配慮事項＞
- * 安心して遊べる。
 - * 成功体験を積み重ねる。

【生活の見通しがもちにくく、気持ちや行動が安定しにくい場合】

- 具体物、写真、絵、文字など理解できる情報
 - 教師や友達によるモデル行動
- ＜配慮事項＞
- * 見通しをもって安心して行動する。

【ざわざわした声などを不快に感じ、集団活動に参加することが難しい場合】

- 短い時間から始め、徐々に時間を延ばす。
 - イヤーマフなどで音を遮断して参加する。
- ＜配慮事項＞
- * 集団での活動に。

【第1章 総則 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導】

2 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児の幼稚園生活への適応
海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

※下線部：新設

- 外国籍の幼児や、両親のいずれかが外国籍である等の幼児の指導については、幼児期が日常生活に必要な言葉を獲得する時期であることや、遊びや生活の中で学ぶという幼稚園教育の特質を踏まえて指導することが示されました。

海外から帰国した児童生徒への指導については、これまでも小学校学習指導要領等には示されていましたが、対象の幼児児童生徒が全国的に増えていることを踏まえ、今回の改訂で幼稚園教育要領にも新しく追加されました。



参 考

特別支援学校(幼稚部)の教育要領

平成29年4月28日に、「特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」が公示されました。

＜幼稚部における主な改善・充実＞

幼稚園教育要領の改訂に準じた改善・充実を実施

- 特別支援学校幼稚部教育要領において、**幼稚部における教育において育みたい資質・能力**を明確にした。
(「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」)
- 幼稚部修了までに育ってほしい具体的な姿を「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」として明確にした。
(「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」)
※ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、**幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等**に応じて、**指導を行う際に考慮するもの**とした。



この他、「一人一人に応じた指導の充実」、「自立活動の内容の充実」、「個別の指導計画の作成手順」等についても教育要領に記載されました。

Q11 幼稚園教育では、評価をどのように行ったらいいですか。

- A11**
- 1 幼稚園教育では、幼児一人一人のよさや可能性を把握するなど幼児理解に基づいた評価を実施します。
 - 2 評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすることが大切です。

【第1章 総則 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価】

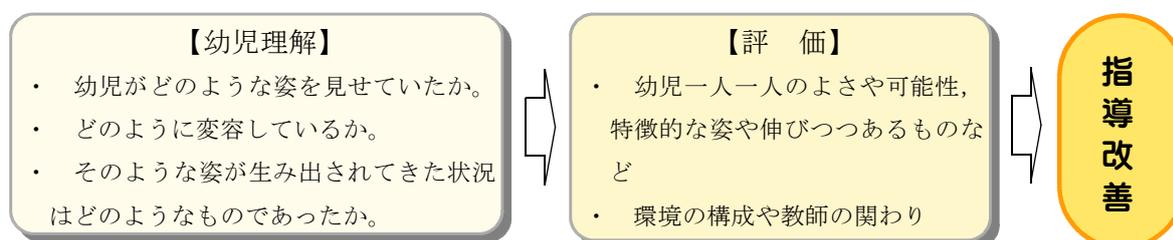
4 幼児理解に基づいた評価の実施

※下線部：新設

幼児一人一人の発達[※]の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度[※]についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。

○ 評価の進め方



- 評価の視点として、各領域のねらいのほか、5歳児については「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた視点が新たに加われました。

【第1章 総則 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価】

4 幼児理解に基づいた評価の実施

※下線部：新設

- (2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

- 評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、幼児一人一人のよさや可能性などを把握するために、日々の記録やエピソード、写真など幼児の評価の参考となる情報を生かしながら評価を行ったり、複数の教職員で、それぞれの判断の根拠となっている考え方を突き合わせながら同じ幼児のよさを捉えたりして、より多面的に幼児を捉える工夫をするとともに、評価に関する園内研修を通じて、幼稚園全体で組織的かつ計画的に取り組むことが大切です。

幼稚園と小学校の円滑な接続を図るため、指導要録を適切に送付し、小学校との情報の共有化を工夫しましょう。【学校教育法施行規則第24条第2項】



Q12 「ねらい及び内容」はどのように改訂されましたか。

- A12**
- 1 「ねらい」は幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたもので、「内容の取扱い」は幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項として新たに示しました。
 - 2 指導を行う際に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮することを新たに示しました。

【第2章 ねらい及び内容】

現 行（平成20年告示）	改 訂（平成29年告示）
この章に示すねらいは、幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。	この章に示すねらいは、 <u>幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものである。</u> 内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。
各領域は、これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。	各領域は、これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。 <u>内容の取扱いは、幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項である。</u>
(新設)	<u>また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際に考慮するものとする。</u>

※下線部：主な改訂箇所

- 今回の改訂では、幼稚園教育において育みたい資質・能力の三つの柱に沿って教育内容の見直しを図ったことから、「ねらい」の性格が変更されました。また、「内容の取扱い」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の性格も示されました。
- 各領域の「ねらい」及び「内容」並びに「内容の取扱い」における改訂部分は、資質・能力の三つの柱及び現代的な諸課題を踏まえて改訂されました。
- 各領域に示されている「ねらい」は、幼稚園生活の全体を通して幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであり、「内容」は幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されなければならないものです。
- 各領域に示している事項は、教師が幼児の生活を通して総合的な指導を行う際の視点であり、幼児の関わる環境を構成する場合の視点でもあります。

Q13 領域「健康」の改訂のポイントは、何ですか。

A13 安全な生活や社会づくりに必要な資質・能力を育む観点から、状況に応じて自ら行動することができるようにするとともに、安全についての理解を深めることです。

また、幼児期における多様な運動経験の重要性を踏まえ、幼児が遊ぶ中で体の諸部位を使った様々な体験を重視するとともに、食の大切さに気付いたり、食に対する態度を身に付けたりすることです。

《第2章 ねらい及び内容 健康》

1 ねらい

※下線部：主な改訂箇所

(3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

2 内容

(5) 先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。

3 内容の取扱い

(2) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。

(4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気づき、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

(5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。

(6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

1 見通しをもって行動する

自分の体を大切にしたり、身の回りを清潔で安全なものにするなどの生活に必要な習慣や態度を、幼稚園生活の自然な流れの中で身に付け、次第に生活に必要な行動について、見通しをもって自立的に行動していくようにすることが重要です。

2 食べ物への興味や関心をもち、食の大切さに気付く

自分たちでつくったり、地域の人々が育ててくれたりした身近な食べ物の名前や味、色、形などに親しみながら食べ物への興味や関心をもつことは、日常の食事を大切にすることを育むことにつながります。

3 幼児期における多様な運動経験の重要性

様々な遊びの中で、多様な動きに親しむことは幼児期に必要な基本的な動きを身に付ける上で大切です。例えば、鬼遊びは走るだけでなく、止まったりよけたり、跳ぶ動作をしたりすることもあるし、大型積み木を用いた遊びでは押したり積んだり、友達と一緒に運んだりといった動きをすることがあります。教師は、遊びの中で幼児が多様な動きが経験できるよう工夫することが大切です。

参 考

「幼児期運動指針」を大いに活用しましょう！！

* 文部科学省は、平成19年度から21年度に「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究」において、幼児期に獲得しておくことが望ましい基本的な動き、生活習慣及び運動習慣を身に付けるための効果的な取組などについての実践研究を行いました。

この成果を踏まえ、「幼児期運動指針策定委員会」を設置し、幼児期における運動の在り方についての指針の策定作業を行い、同委員会において「幼児期運動指針」、「幼児期運動指針ガイドブック」及び「幼児期運動指針普及用パンフレット」が取りまとめられました（各園に配布済み）。

* この指針は、運動習慣の基盤づくりを通して、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指すものです。

* 幼児にとっての運動は、楽しく体を動かす遊びを中心に行うことが大切です。また、体を動かすことには、散歩や手伝いなど生活の中での様々な動きを含めます。

○ 幼児期運動指針

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/undousisin/1319771.htm

○ 幼児期運動指針ガイドブック

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/undousisin/1319772.htm

○ 幼児期運動指針普及用パンフレット

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/undousisin/1319773.htm



* これらの資料を有効に活用し、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力等を培うこと等に努めましょう。

スポーツ庁が実施した「平成28年度体力・運動能力調査」において、幼児期に外遊びをよくしていた児童は日常的に運動し、体力も高いという結果が出ました。



4 安全に関する指導

特に、火事や地震等の自然災害を想定した避難訓練は、災害時には教師の下でその指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるように行うことが重要です。また、避難訓練は非常時に、教職員が落ち着いて現状を把握、判断し、幼児を避難誘導できるかの訓練であることも自覚して行うことが重要です。

Q14 領域「人間関係」の改訂のポイントは、何ですか。

A14 身近な大人との深い信頼関係に基づく関わりや安定した情緒の下で、親しみや思いやりをもって様々な人と接したり、くじけずに自分でやり抜くようにしたり、幼児が自分のよさや特徴に気づき、自信をもって行動したりすることです。

【第2章 ねらい及び内容 人間関係】

1 ねらい

※下線部：主な改訂箇所

(2) 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。

3 内容の取扱い

(1) 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。

(2) 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育てていくようにすること。その際、集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自分のよさや特徴に気づき、自信をもって行動できるようにすること。

1 工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わう

幼児は、幼稚園生活において多くの他の幼児や教師と触れ合う中で、自分の感情や意思を表現しながら、自己の存在感や他の人々と共に活動する楽しさを味わい、ときには幼児同士の自己主張のぶつかり合いによる葛藤などを通して互いに理解し合う体験や、考えを出し合ってよりよいものになるよう工夫したり、一緒に活動する楽しさを味わう体験を重ねながら関わりを深め、共感や思いやりなどをもつようになります。

2 諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもつ

教師は、幼児の表情や仕草、体の動きから幼児の気持ちを読み取り、見通しがもてるよう共に考えたり、やり方を知らせて励ましたりしながら、幼児が自分の力でやり遂げることができるよう幼児の心に寄り添いながら支えることが大切です。また、やり遂げた達成感を十分に味わえるよう、共に喜び言葉にして伝えるなどのことも大切です。

3 自分のよさや特徴に気付く

教師は、その幼児なりに取り組んでいる姿を認めたり、ときには一緒に行動しながら励ましたりして、幼児が安心して自分らしい動き方ができるような状況をつくっていく必要があります。

これらは、幼児期における、いわゆる非認知的能力(目標や意欲、興味・関心をもち、粘り強く、仲間と協調して取り組む姿勢など)を育むことの重要性を踏まえて、新たに示されました。

Q15 領域「環境」の改訂のポイントは何か。

A15 正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えを育むことです。

また、具体的な活動の中で、比べる、関連付けるといった、思考の過程を重視することです。

【第2章 ねらい及び内容 環境】

2 内容

※下線部：主な改訂箇所

- (6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
- (8) 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。

3 内容の取扱い

- (1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。また、他の幼児の考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。
- (4) 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。

1 我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ

「社会に開かれた教育課程」の重要性を踏まえ、我が国や地域社会における様々な文化や伝統、異なった文化等に触れ、これらに親しみをもてるようにするなどして、幼児に、社会とのつながりの意識や、多様性を尊重する態度や国際理解の意識の芽生え等を育むことを示しました。

なお、国歌については、必ず取り扱わなければならないということではなく、幼児の実態に応じて取り扱うものとされています。

2 自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考える

- 思考力の芽生えを育む観点から、具体的な活動の中で、比べる、関連付けるといった、思考の過程などを示しました。
- 身近にある物を使って工夫して遊ぶようになるために、教師は、幼児が心を体を働かせて物とじっくり関わるができるような環境を構成し、適切に援助していくことが大切です。

「比べる」、「関連付ける」、「試す」、「工夫する」などの活動は、「幼児期における見方・考え方」を生かすことになり、小学校以降の各教科等における見方・考え方につながっていきます。

Q16 領域「言葉」の改訂のポイントは、何ですか。

A16 言葉に対する感覚を豊かにするために、生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすることです。

【第2章 ねらい及び内容 言葉】

1 ねらい

※下線部：主な改訂箇所

(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

2 内容の取扱い

(4) 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。

- 幼児期における言語活動の重要性を踏まえ、幼児が言葉の響きやリズムを楽しんだり、知っている言葉を徐々に使いながら、未知の言葉と出会ったりする中で、言葉の獲得の楽しさを感じるとともに、言葉に対する感覚を豊かにすることが示されました。

1 言葉に対する感覚（言語感覚）

- 「言語感覚」とは、言語で理解したり表現したりする際の、正誤・適否・美醜などについての感覚のことです（小学校学習指導要領解説国語編）。
- 幼児は、教師や友達と一緒に行動したりやりとりしたりすることを通して、次第に日常生活に必要な言葉が分かるようになっていきます。また、絵本を見たり、物語を聞いたりして楽しみ、言葉の楽しさや美しさに気付いたり、想像上の世界や未知の世界に出会い、様々な思いを巡らし、その思いなどを教師や友達と共有したりします。このような経験が、言葉に対する感覚を養い、状況に応じた適切な言葉の表現を使うことができるようになる上で重要です。

2 幼児が言葉を使って表現することを楽しむようになるために

- 単に言葉を覚えさせるのではなく、日常の中で見たり、聞いたりしたこととそのときに聞いた言葉を重ね合わせながら、意味あるものとして言葉と出会わせていくことが大切です。
- 絵本や物語、紙芝居の読み聞かせを通して、お話の世界を楽しみつつ、いろいろな言葉に親しめるようにします。
- 幼児期の発達を踏まえて、いろいろな言葉遊びを楽しめるようにしましょう。
 - ・リズムカルな節回しの手遊びや童謡
 - ・しりとりや、同じ音から始まる言葉集め
 - ・短い話をつなげての物語づくり など



Q17 領域「表現」の改訂のポイントは、何ですか。

A17 豊かな感性を養う際に、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすることです。

【第2章 ねらい及び内容 表現】

3 内容の取扱い

※下線部：主な改訂箇所

- (1) 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々に表現することなどを通して養われるようにすること。その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。
- (3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にして自己表現を楽しめるように工夫すること。

- 身近な自然や生活の中にある、何気ない音や形、色に気付き楽しむことが、幼児の豊かな感性や自分なりの表現を培う上で大切であることから、自然や生活の中にある音や素材に触れる機会の充実を図ることが示されました。

1 自然の中にある音、形、色などに気付く

幼児は、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など、自然の中にある音、形、色などに 気付き、それにじっと聞き入ったり、しばらく眺めたりすることがあります。そのとき、幼児は、その対象に心動かされていたり、様々にイメージを広げたりしていることが多く、感じていることをそのまま表そうとします。その表れを教師が受け止め、認めることや、友達との感動を共有することが、幼児一人一人の豊かな感性を養っていくことにつながります。



2 様々な素材や表現の仕方に親しむ

幼児は、生活の中で感じたことや考えたことを様々に表現しようとしています。教師が様々な素材を用意したり、多様な表現の仕方に触れるように配慮したりして、幼児が十分に楽しみながら表現し親しむことで、他の素材や表現の仕方に新たな刺激を受けて、表現がより広がっていくものと考えられます。



幼稚園

(幼稚園)

Q18 幼稚園におけるカリキュラム・マネジメントとは、何ですか。

A18 幼稚園におけるカリキュラム・マネジメントとは、各幼稚園の教育課程に基づき、全職員の協力体制の下、計画的に教育活動の質の向上を図ることです。

【第1章 総則 第6 幼稚園運営上の留意事項】

1 各幼稚園においては、園長の方針の下に、園務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育課程や指導の改善を図るものとする。また、各幼稚園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や幼稚園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

*下線部：新設

- カリキュラム・マネジメントは、園長のリーダーシップの下、全ての教職員が参加することが重要です。また、教職員一人一人が教育課程をより適切なものに改めていくという基本的な姿勢をもつことが重要です。
- 幼稚園においては、次の三つの側面を踏まえつつカリキュラム・マネジメントを捉える必要があります。
 - ① 各領域のねらいを相互に関連させ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の学びを念頭に置きながら、幼児の調和の取れた発達を目指し、幼稚園の教育目標等を踏まえた総合的な視点で、その目標の達成のために必要な具体的なねらいや内容を組織すること。
 - ② 教育内容の質の向上に向けて、幼児の姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
 - ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、家庭や地域の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。
- 各幼稚園が行う学校評価は、学校教育法において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されており、教育課程の編成、実施、改善は教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、教育課程に基づき教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて実施することが重要です。

< 参 考 >

*幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕
(平成23年11月15日文部科学省)



Q19 「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」を行う際に留意することは何ですか？

A19 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動の計画を作成する際に、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすることです。

【第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項】

- 1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮するものとする。また、次の点にも留意するものとする。
 - (1) 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。
 - (2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
 - (3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。
 - (4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。
 - (5) 適切な責任体制と指導体制を整備した上で行うようにすること。 ※下線部：主な改訂箇所

○ 「教育課程に係る教育時間の終了等に行う教育活動」とは、いわゆる「預かり保育」のことです。「終了後等」には、始業前や長期休業も含まれます。

○ 社会と教育課程のつながりを大切にする「社会に開かれた教育課程」としての役割は、預かり保育や子育ての支援を通じて、施設や機能を開放してきた幼稚園では、これまでも担われてきたものです。近年の社会環境の急速な変化に対応し、今後も、幼稚園における教育課程が「社会に開かれた教育課程」としての役割を果たしていくことが必要です。

○ 幼稚園教育全体を通じて幼児の発達を把握し、幼稚園生活を更に充実する観点から、預かり保育について、教育課程に係る教育時間を含めた全体の中で計画、実施する必要があることや地域の人々との連携などチームとして取り組むことが大切です。

「地域の人々と連携する」とは、地域の人的・物的資源を活かしていくことです。例えば、地域に伝わる民話や伝統的な遊びに詳しい方を招いたり、公園や図書館などの施設を活用したりすることが考えられます。

幼稚園

(幼稚園)

Q20 「子育ての支援」には、どのように取り組めばいいですか。

A20 幼稚園における子育ての支援については、これまでの支援活動に加え、幼稚園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を一層果たしていく観点から、子育ての支援について、心理士、小児保健の専門家、幼児教育アドバイザーなどの活用や地域の保護者と連携・協働しながら取り組むことが大切です。

【第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項】

- 2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。 その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。

※下線部：主な改訂箇所

- 子育ての支援活動の具体例として、次のようなものが挙げられます。
 - ・ 子育て相談の実施（現職教員，教職経験者，大学教員，カウンセラーなどによるもの）
 - ・ 子育てに関する情報の提供（園便りでの子育ての情報など）
 - ・ 親子登園などの未就園児の保育活動
 - ・ 子育て公開講座の開催
 - ・ 絵本クラブなどの保護者同士の交流の機会の企画
 - ・ 園庭・園舎の開放
 - ・ 高齢者，ボランティア団体，子育てサークルなどとの交流 など

子育ての支援活動の実施に当たって

- 園内研修や幼稚園全体の教師間の協力体制を整備しましょう。
- 関係機関等との連携及び協力を大切にしましょう。
 - ・ 他の幼稚園，小学校や保育所，児童相談所などの教育・児童福祉機関
 - ・ 子育ての支援に取り組んでいるNPO法人
 - ・ 地域のボランティア団体や子育て経験者等
 - ・ カウンセラーや保健師等の専門家

- 保護者による児童虐待のケースについては、通告義務があります。

児童虐待の防止等に関する法律

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html>

- 県や市町村の家庭教育に関する条例等も参考にして取り組みましょう。

鹿児島県家庭教育支援条例

<http://www.pref.kagoshima.jp/ba01/kyoiku-bunka/shogai/kateikyoikushienjyourei.html>

